

資料編

1 グラフデータ出典一覧

2 用語解説

1 グラフデータ出典一覧

図番号	掲載ページ	出典
図 2-1	P12	2020年:町田市住民基本台帳(2020年10月1日実績) 2025年以降:町田市長期人口推計(2021年10月公表)を各年10月1日時点で補正
図 2-2	P12	【国】 国立社会保障・人口問題研究所(令和5年推計)表1-1 出生中位(死亡中位)推計(各年10月1日時点) 【都】 東京都「未来の東京」戦略 version up 2023(2023年1月公表)(各年10月1日) 【市】 2020年:町田市住民基本台帳(2020年10月1日実績) 2025年以降:町田市長期人口推計(2021年10月公表)を各年10月1日時点で補正
図 2-3	P13	2020年:町田市住民基本台帳(2020年10月1日実績) 2025年以降:町田市長期人口推計(2021年10月公表)を各年10月1日時点で補正
図 2-4	P13	2020年:町田市住民基本台帳(2020年10月1日実績) 2025年以降:町田市長期人口推計(2021年10月公表)を各年10月1日時点で補正
図 2-5	P14	2015~2023年:「町田市介護保険情報」(各年10月1日) 2025年以降:町田市介護保険課による最新推計(各年10月1日)
図 2-6	P14	~2022年:町田市実績値 2023年~町田市介護保険課による最新推計
図 2-7	P14	~第8期:町田市実績値 第9期以降:町田市介護保険課による最新推計
図 2-8	P15	2000年~2020年:(国政調査10月1日時点) 2025年~2040年:町田市長期人口推計(2021年10月公表)を各年10月1日時点で補正した数値に、国立社会保障・人口問題研究所による国の単身世帯率の推計値を乗じて算出
図 2-9	P15	2020年:町田市住民基本台帳実績値に日本医療研究開発機構 認知症研究開発事業「健康長寿社会の実現を目指した大規模認知症コホート研究」における認知症有病率を乗じて算出(10月1日時点) 2025年以降:町田市長期人口推計(2021年10月公表)を各年10月1日時点で補正した数値に日本医療研究開発機構認知症研究開発事業「健康長寿社会の実現を目指した大規模認知症コホート研究」における認知症有病率を乗じて算出(各年10月1日時点)

2 用語解説

用語	掲載ページ	解説
■ あ行		
ICT	P55 P85	「Information and Communication Technology 情報通信技術」の略語。情報処理や通信に関連する技術・産業・設備・サービス等の総称。
いいケア	P65	「いいことふくらむ地域ケア個別会議」の略称。要支援1・2、事業対象者の方を対象とし、リハビリテーション専門職等の多職種で、多角的な視点からのアセスメント・自立支援に資する支援方法を検討する、介護予防のための地域ケア個別会議。
一般高齢者	P17 P53	要介護・要支援認定者及び事業対象者を除く高齢者
医療情報との突合、縦覧点検	P86	介護報酬請求等の適正化のために給付実績を活用し、定期的に介護報酬や医療情報との突合による請求内容の点検を行うこと。この情報を活用することにより、事業所への介護報酬等の算定基準を周知するとともに、事業者指導等の効率化を図る。
医療と介護の連携支援センター	P76	市全体の在宅医療・介護連携のさらなる推進に向けて、2020年4月に開設した「在宅医療・介護連携機能強化型地域包括支援センター」の通称。特定の区域を担当せず、高齢者支援センターの後方支援や、医療職・介護職からの相談対応、在宅医療・介護連携の課題整理や必要な施策の企画調整を行う。
■ か行		
介護医療院	P83	介護保険施設のひとつ。日常的な医学管理が必要な要介護者の受入れ、看取り・ターミナル等の機能と、生活施設としての機能を兼ね備えた施設のこと。
介護保険法	P7 ほか	国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とした法律。1997年12月公布。2000年4月施行。
介護保険料月額基準額	P14 P101 ほか	第1号被保険者の介護保険料の基準となる1か月あたりの保険料額。市町村介護保険事業計画において、3年に一度市町村(保険者)ごとに決定する。第1号被保険者の介護保険料は、介護保険料月額基準額を基に、本人・世帯の住民税の課税状況と本人の所得状況によって決定される。
介護予防	P6 ほか	要介護状態の発生をできる限り防ぐ(遅らせる)こと、そして要介護状態にあってもその悪化をできる限り防ぐこと、さらには軽減を目指すこと。
介護予防・日常生活支援総合事業	P101 ほか	市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実させることで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とするもの。

用語	掲載ページ	解説
介護離職	P78	就業者が家族の介護、看護のために、退職、転職すること。
介護老人保健施設	P83	介護保険施設のひとつ。病状が安定し、在宅復帰のためのリハビリに重点をおいた介護が必要な方が対象の施設で、医学的な管理のもとでの介護、看護及びリハビリ等を行う。
通いの場	P16 ほか	住民が主体的に運営し、介護予防やフレイル予防に資する様々な活動を通じて、参加者同士が交流をはかることができる場のこと。
看護小規模多機能型居宅介護	P83	地域密着型サービスのひとつ。医療ニーズの高い要介護者が住み慣れた地域で生活し続けるため、小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、利用者のニーズに応じた柔軟な対応を行う。 ※「(看護)小規模多機能型居宅介護」の場合は、看護小規模多機能型居宅介護と小規模多機能型居宅介護の両方を指す。
給付適正化	P9 ほか	介護サービスを必要としている方が、過不足なく真に必要なサービスを受けられるようにすること。
ケアプラン	P86 ほか	要介護者等が介護保険サービス等を適切に利用できるよう、心身の状況、生活環境等を勘案し、サービスの種類・内容・担当者等を定めた計画。計画には、在宅の場合は、「居宅サービス計画」、「介護予防サービス計画」、「介護予防ケアマネジメントに係る計画」の3種類があり、施設の場合は、「施設サービス計画」がある。
ケアマネジャー(介護支援専門員)	P65 ほか	要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識・技術を有し、要介護者等からの相談や心身の状況に応じて、ケアプランの作成や事業所等との連絡・調整を行う専門職。
高齢者支援センター	P30 ほか	介護保険法第115条の46に規定された地域包括支援センターのうち、特定の区域を担当するものを町田市では「高齢者支援センター」と呼んでいる。 ※「地域包括支援センター」の項目を参照。
■ さ行		
サービス付き高齢者向け住宅	P83	一人暮らし高齢者世帯や高齢者のみ世帯などが、安心して住み慣れた地域で居住できるよう、バリアフリー構造等を備え、専門員による安否確認・生活相談サービスなどを提供する賃貸住宅のこと。
在宅療養	P16 ほか	自宅に医師や看護師、ホームヘルパー等に来てもらい、医療と介護を受けながら生活を送ること。
事業対象者	P17	要介護(要支援)認定が「非該当」の方のうち、身体の状況等で支援が必要な方に該当した方のこと。介護予防・日常生活支援総合事業のサービスを受けることができる。

用語	掲載ページ	解説
若年性認知症	P23	65 歳未満で認知症を発症した場合、「若年性認知症」と言う。働き盛りの世代であるため、仕事や家庭等への影響が大きくなりやすい。
住宅型有料老人ホーム	P83	見守りや、食事・掃除・洗濯等の生活援助、緊急時対応などのサービスを受けることのできる施設。介護が必要な場合は、外部のサービスを利用する。
16 のまちだアイ・ステートメント	P32 P49 ほか	「認知症とともに生きるまち」の目指すべき姿を、認知症当事者の視点で表した 16 の宣言。この宣言を関係者が共有し、まちづくりの目標としている。 (例:「私は、支援が必要な時に、地域の人からさり気なく助けてもらうことができる」「私は、認知症であることを理由に差別や特別扱いをされない」等)
小規模多機能型居宅介護	P82 ほか	地域密着型サービスのひとつ。小規模な住宅型の施設で、通いを中心としながら訪問、短期間の宿泊などを組み合わせて食事、入浴などの介護や支援を行う。 ※「(看護)小規模多機能型居宅介護」の場合は、看護小規模多機能型居宅介護と小規模多機能型居宅介護の両方を指す。
生産年齢人口	P9 ほか	15 歳～64 歳の人口。
成年後見制度	P9 P69 ほか	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分または困難な者について、その判断能力を補い保護・支援する制度。
ソーシャル・キャピタル(助け合い)得点	P30	「健康とくらしの調査」において、「あなたの心配事や愚痴を聞いてくれる人」「あなたが心配事や愚痴を聞いてあげる人」「あなたの看病や世話をしてくれる人」がいると回答した人の割合を得点化したもので、地域の助け合いの度合いを測る指標である。
■ た行		
ダブルケア	P66 P78	子育てと親や親族の介護が同時期に発生する状態。
団塊ジュニア世代	P9 ほか	1971 年～1975 年までの第二次ベビーブーム期に生まれた人を指し、人口比率の高い世代。
地域共生社会	P9	制度・分野ごとの「縦割り」や、「支え手」・「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会を言う。

用語	掲載ページ	解説
地域ケア会議	P23 ほか	地域における包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を効果的に実施するために、介護保険法第 115 条の 48 第 1 項に基づき行われる会議。医療・介護・福祉の専門職や地域関係者、警察・消防等の多職種にわたる関係者が協働し、個別ケースの支援内容の検討を通じて地域課題の把握・抽出・検討を行い、地域づくりや資源開発・政策形成等につなげる。
地域ケア個別会議	P65 P66	高齢者が尊厳を保持して、自分らしい生活を主体的に営むことができるよう、多職種が連携し、自立支援、介護予防、要介護状態等の軽減の観点から個別事例の検討を行う会議。
地域ケア推進会議	P66 P67	高齢者が尊厳を保持して、自分らしい生活を主体的に営むことができるよう、多職種が連携し、自立支援、介護予防、要介護状態等の軽減の観点から、個別事例の検討により抽出された地域に共通する課題について検討を行う会議。
地域包括支援センター	P9	地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的に、介護保険法 115 条の 46 の規定により設置する機関。町田市では委託方式で 13 か所に設置(2023 年 4 月現在)している。
地域密着型サービス	P82 ほか	住み慣れた地域で要介護者の生活を支えることを目的として、2006 年の介護保険法の改正により新たに設けられたサービス。認知症対応型デイサービス、(看護)小規模多機能型居宅介護、認知症高齢者グループホーム、定期巡回・随時対応型訪問介護看護などがある。
地域密着型デイサービス (地域密着型通所介護)	P83	地域密着型サービスのひとつ。定員 18 人以下の小規模の施設で、食事・入浴などの介護サービスや生活機能向上の訓練を行う。
D カフェ	P30 P50 ほか	町田市の認知症カフェの総称。“D”は認知症を意味する Dementia の頭文字。認知症当事者、その家族と地域がつながる居場所。
D ブックス	P72	本を活用して、認知症に関する普及啓発を行う取組。認知症関連の書籍を集めた特設コーナーの設置や、地域の自主グループによる読書会の実施などがある。 特設コーナーは、市内の図書館や民間書店、認知症疾患医療センター等に設置している。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	P82	地域密着型サービスのひとつ。日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的にまたはそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行う。
特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)	P82 ほか	介護保険施設ののひとつ。日常生活で常に介護を必要とし、在宅生活が困難な方が対象の施設で、施設サービス計画に基づいて、食事、入浴などの日常生活の介護や健康管理を行う。

用語	掲載ページ	解説
■ な行		
認知症高齢者グループホーム (認知症対応型共同生活介護)	P82 ほか	地域密着型サービスのひとつ。認知症の方が少人数で共同生活を送りながら、食事、入浴などの介護や支援、機能訓練等のサービスを受けることのできる施設。
認知症サポーター	P30 P51 ほか	認知症を正しく理解し、地域で認知症の人を温かく見守る人。認知症サポーター養成講座を受講することで、だれでも認知症サポーターとなることができる。
認知症対応型デイサービス (認知症対応型通所介護)	P83 ほか	地域密着型サービスのひとつ。認知症の方を対象に、食事、入浴などの介護や支援、機能訓練を行う。
認定調査員	P87 P88	介護認定の申請を受けたのちに、被保険者を訪問し被保険者の心身の状況等を調査する者。 区市町村職員、認定調査について区市町村から委託を受けた指定市町村事務受託法人に属する介護支援専門員等であって、厚生労働省が定める要綱に基づき都道府県または指定都市が実施した認定調査員研修の「新任研修」を終了した者。
認定調査の平準化	P86	全国一律の基準に基づいて行われている認定調査において、調査結果のばらつきを少なくし、公平で適切な認定調査が行われることを目的とした取組。 介護保険制度の公平性と信頼性を確保し、適切な介護サービスの利用を促進するためには、認定調査員は、介護保険の専門家として、介護の必要度合いを正確に把握することができるように十分な知識とスキルを身に着けた上で、認定調査を行う必要がある。 そのためには、定期的な研修や勉強会などを通じて、認定調査員のスキル向上を行う必要がある。
認定調査票を電子伝送化した比率	P85	調査委託先から市に提出される認定調査票のうち、電子伝送化で提出された調査票の割合。 郵送や窓口への持参などの手段で提出されていた認定調査票を、電子帳票に入力した後に、電子申請システムなどを通じて提出を推進することで、認定調査票提出までの期間が短縮される。 (介護認定調査の外部委託は、全調査のうち約7割。)
認定率	P43 P94 ほか	介護保険の第1号被保険者に対する要支援・要介護認定者の割合。 (算出式) 要支援・要介護認定者数 ÷ 第1号被保険者
■ は行		
8050問題	P66 P78	高齢の親と同居する 50 歳以上の子どもの組み合わせによる生活問題。例えば、引きこもりの長期化により高齢の親に生活を依存せざるを得ない、親の介護のために子どもが離職し生活に困窮するなど、様々な問題が挙げられる。

用語	掲載ページ	解説
パブリックコメント	P8	行政が政策、制度等を決定する際に、市民などの意見を聞いて、それを考慮しながら最終決定を行う仕組みのこと。
PDCA サイクル	P8	計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)を繰り返すことによって、継続的な改善を図る手法のこと。
避難行動要支援者	P68 ほか	高齢者、障がい者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者のうち災害時に自ら避難することが困難で、そのために特に支援が必要な人。
フレイル	P32 ほか	高齢期に病気や老化などによる影響を受けて、心身の活力(筋力や認知機能など)を含む生活機能が低下し、将来要介護状態となる危険性が高い状態で、健康と要介護の間に位置している状態。
平均自立期間	P30	国保データベースシステム(KDB)において、日常生活を要介護でなく自立して暮らせる生存期間の平均値。(要介護2以上)
保健事業と介護予防の一体的な推進	P64	医療保険側の保健事業と、介護保険側の介護予防事業、かかりつけ医等による医療を組み合わせ、フレイルのおそれのある高齢者を包括的に支援していく仕組みづくりをすすめること。
■ ま行		
町田・安心して暮らせるまちづくりプロジェクト(町プロ)	P76	高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるように、市内の高齢者の在宅療養を支え、医療と介護をはじめとした多職種の連携の促進を図るための取組のこと。 この取組を協議するための体制として、町田市医師会が中心となり、市と連携して運営する「町田・安心して暮らせるまちづくりプロジェクト推進協議会」を2013年10月に発足した。2023年4月現在、この協議会には、医療・介護関係団体16団体が加入している。
町田市介護人材開発センター	P55 ほか	町田市内の介護・福祉・看護等の人材の確保及び育成並びに定着に資するとともに、町田市の福祉の向上に寄与することを目的として、2011年に設立された町田市の外郭団体。
まちだ福祉〇ごとサポートセンター	P66	複雑化・複合化した困りごとの相談先が分からない、またはひきこもり等で自ら声をあげることのできない方を、ご本人やご家庭のみならず、地域からの情報をもとに把握し、早期に適切な支援機関につなげる相談拠点。
町トレ	P16 ほか	誰もが身近な地域で定期的、継続的に介護予防に取り組むことができるよう、市内の理学療法士や健康運動指導士が中心となって作成した町田市オリジナルの体操。高齢者を中心に、体力に自信がある方から少し自信のない方まで、誰でも行うことができる。

用語	掲載ページ	解説
見守り活動	P68	高齢者の異変に早期に気づき、必要な支援につなげるため、地域で互いに気かけ合う活動のこと。 町内会・自治会をはじめ、自主活動グループ等の各種団体やボランティアなど、様々な主体が取り組んでいる。
見守り普及啓発講座・交流会	P69	高齢者の見守り活動の普及・啓発を目的とした講座または交流会。講座では見守りの必要性や実施方法について学ぶ。交流会では見守り活動を実施する上での課題等について参加者同士が話し合いを行い、より良い見守り活動につなげている。町内会・自治会やボランティア、自主活動グループ、地域団体等を対象に高齢者支援センターが実施する。
■ や行		
夜間対応型訪問介護	P83	地域密着型サービスのひとつ。訪問介護について、夜間帯に定期巡回訪問と随時の対応を行う。
ヤングケアラー	P78	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものこと。
要介護・要支援認定者 (認定者)	P14 P92 ほか	被保険者が介護サービスを受けるため、市町村に介護保険の認定申請をし、要支援・要介護認定を受けた者。「要介護者」は寝たきりや認知症等で常時介護を必要とする状態の人で、「要支援者」は家事や身支度等の日常生活に支援を必要とする状態の人をいう。なお、市町村は申請に基づき、被保険者の心身状態を調査する認定調査とともに、主治医の医学的な意見を基に一次判定を行う。一次判定結果を踏まえて、介護認定審査会では要介護度の最終的な判定(二次判定)をする。認定の結果、要介護者・要支援者または非該当者に区分される。
要介護認定の訪問調査	P84	要介護認定を申請した人の心身の状態や介護の必要度を判断するために行われる調査。 市区町村の認定調査員などが自宅や施設などを訪問して、本人や家族から聞き取りを行う。 調査結果は、要介護度の判定のため、介護の必要性や特別な事情を把握するための資料として使用される。
養護老人ホーム	P70	環境上の理由や経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な高齢者に対し、老人福祉法に基づき、入所措置を行う施設。

用語	掲載 ページ	解説
■ ら行		
老人福祉法	P7 ほか	高齢者の心身の健康の保持や、生活の安定のため、老人の福祉を図ることを目的とした法律。1963年7月公布。1963年8月施行。
老老介護	P78	高齢者の介護を高齢者が行うこと。主に65歳以上の高齢の夫婦、親子、兄弟などがそれぞれ介護者・被介護者となるケースを指す。